

- 「あいち分権通信」は、地方分権改革・道州制に関する話題や愛知県の取組をお届けするものです。
- 今回は、平成 30 年 9 月 3 日にウインクあいちで開催した「平成 30 年度地方分権・道州制セミナー」での講演の概要をお伝えします。

平成 30 年度 地方分権・道州制セミナー結果概要

今年度のセミナーには、自治体職員など約 140 名の方にご参加いただき、東京大学大学院金井利之教授から、「地方分権改革のいまとこれからー憲法議論に触れてー」と題してご講演いただきました。

「地方分権改革のいまとこれからー憲法議論に触れてー」

(東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 金井利之氏)

政治学・行政学の視点

最初に政治学・行政学の視点の大まかな枠組みをお話させていただきます。

政治学・行政学では、3つのAと3つのIという言い方をすることがあります。3つのAは、アクター (actor)、アリーナ (arena) そして、アパレータス (apparatus) またはエージェンシー (agency) です。

アクターは、行為者あるいは主体です。政治学的には、アクターが非常に重要で、誰が何を考えてどのように行動するのかがポイントになります。アクターは人の言いなりになっていないことが大前提ですが、世の中には人の言いなりになってしまう存在もいて、こういう人はアパレータス (装置) あるいはエージェンシー (手先) ということになります。舞台でも行為する人でもなく、いわば道具として言われるままに動く存在です。まず、誰が独立してものを考えて行動する存在なのかを見極めることが必要になります。アクターは俳優、つまり、舞台の上で演技する人という意味ですが、その行為者が意思決定を行う舞台をアリーナと言います。舞台の作りによってアクターの動きは左右されています。政治学的には、誰が決める事に関わる人なのかということと、どこで決めているのが重要です。

3つのIは、制度 (institution)、利益 (interest)、理念 (idea) です。特にアリーナがどこなのか、行為者が誰なのかを決めるのに非常に大きな力を持っているのが制度です。国際政治の場合には、世界連邦がありませんから制度自体

がはっきりしていませんが、国内では、憲法や法律で決められています。誰がアクターでどこがアリーナであるかは決めてくれますが、アクターがどのように考えてどのように行動するのかは、制度では決めません。では、どのように決めるのかというと、2つの見方があります。

1つは利益です。行為者は基本的に損得勘定で利己的に行動するものであり、最も得になるように行動することを合理的であると言います。得とは、金銭上の得や、効用、気持ちが良いという意味だけではなく、もっといろいろな損得勘定があるというのが、政治的な利益で、その範囲も広いということになります。政治的な利益は、自分の権力を増やすことが多いのです。

もう1つ大事なのは、アイデア、理念です。政治家や政治的に行動する人は、自分の損得を超えて良き世の中のために動いている人もいます。理念のあり方によって損得の計算も変わるので、必ずしも無関係ではないですが、権力が増えれば良いという合理的な人と、権力が減ったとしてもやるべきことがあると理念を持つ合理的な人と分けて考えるのが、政治学や行政学の見方です。しばしば、利益 (権力拡大) と両立する範囲で理念を追求します。

以上のような3つのAと3つのIという大まかな枠組みを前提にして分権改革を考えると、どのような基本構図が描けるのかということなのです。



分権改革の基本構図

現代日本の制度では、分権改革は、国政というアリーナで法律改正として決定しなければなりません。更には予算や財政措置ですが、それを具体化していく前提も法律です。法律はどこで決めるのかということ国会というアリーナです。従って自治体や財界人、学者、マスコミ、あるいは一般の民衆、外国の政府などがいくら主張しても、分権改革をしたいのであれば、国会で法律を通す必要があるという単純な制度です。

唯一の例外は、GHQに占領されていた時で、いざとなればGHQは国会にやらせることができました。GHQにとってみれば、帝国議会はアリーナではなく、エージェンシーでしかありません。これは極めて例外的な事態で、普通の状態ではそうはいきません。

誰がアクターなのかというと、議院内閣制をとっていますので、国会の多数党と政権、内閣であるということになります。簡単に言えば、国会を通すためには、国会の多数党が納得しないとならないのです。また、法律を書く能力を独占する官僚です。

では、自治体は分権改革のどこに出てくるのかというと、大変残念ですが、中心的な行為者ではないことを認めなければなりません。国会のアリーナにおいて自治体がアクターとして認められていない制度になっています。野球場のスタンドから言う事はできても、自分でバットを振ることができないもどかしい位置にあります。国会が決めたならそれを実行させられるという意味では、エージェンシーです。やりたくもない改革を国会が決めてしまうと、やれと言われてしまう非常に不幸な立場にあります。

この舞台と行為者を前提に、利益を考えるとどうなるか。政治学の場合、行為者が自分の権力を増やすことが合理的な状態です。与党と官僚という行為者は何を考えるのかというと、自分の権力を最大化しようと考えます。良心的に解釈すれば、世の中を良くしたいと思えば権力を持たないできませんので、責任感から権力を求めるのです。このように与党と官僚が国政の権力を拡大したいと思っており、それを利益と考える行為者が、国会の場で行動すると、集権的なことしかしないという結論になります。

そうすると無限に中央集権が進むのではないかという気がしますが、ある程度のところでブレーキがかかるのも事実です。権力を抱え込み過ぎると、失敗すると後で非難を受ける、あるいは、権力をちゃんと使わなくてはいけないという面倒な仕事が増えるからです。責任や負担、非難を回避

したい、つまり、権力に伴うコストを最小限にしたいので、誰か他人にやらせることを利益だと考えることもあります。こういう意味で、分権的な行動がとられることがあります。しかし、自治体に権限が分けられてきたから自治体の権力が高まるかということ、むしろ逆で、かえって面倒なことを押し付けられている場合があります。

例えば、災害対策基本法で避難指示を出すのは市町村長の権限です。なぜ国の権限ではないのかと考えれば、市町村長が避難指示を出すのをミスしたら市町村長の責任になりますが、首相が出し忘れたら首相の責任になるからです。これはどう考えても首相にとってリスクなので、市町村長にやらせた方がよいという構造になっています。こう考えますと、国政はあまり分権改革はしないし、したとしても、むしろ責任や非難を押し付けるような中身になりやすいというのが、制度的な事実です。

例外的なのは、中央省庁や政権与党が弱体化した時です。自分の権力を維持するために、あるいは延命のためにいろいろな人に譲歩して、権力を延命させてくださいと急に態度を変えることがあります。ただその時に、分権改革という譲歩をする保証はないです。なぜかということ、それを求める自治体がアクターとして浮上しなければならぬからです。別に自治体に譲歩しなくても、経済界に譲歩しても良いし、アメリカに譲歩しても良いし、誰に譲歩するか分からないということです。とにかく誰かが為政者を支えてくれれば良いのです。

それから、分権改革という形で自治体が国に譲歩を求める場合には、理念、アイデアとして分権改革をした方がよいという思いが、国や自治体の関係者の間に共有されていなければなりません。そうした理念がないと、お金をばらまくということが優先されてしまうからです。ですから、国政が弱体化した時に自治体と国は何を理念と考えているのかが非常に重要です。弱体時に何を譲歩するのか与党と官僚が探し始めた時に、分権が理念だとなれば分権改革をやる。それが国政為政者の利益にもなる。しかしそうではない場合には、お金をばらまく。このような一般的な基本構図が描けると思いますが、そうしてみると、分権改革は普通の状態ではなかなか起きないということです。

政治的気象配置

政権交代が分権改革にとって一体どういう意味を持つのかですが、基本的には政権交代しても分権改革はできないという結論になります。

万年与党は政権をずっと握っているので、分権改革をするはずがないということは、容易に想像

がつくかと思えます。自民党一党政権が1993年まで続きましたが、分権改革をしようと言ったことは一度もありません。

一方、野党は分権指向が利益になると考えます。政権をとっていないので、国に権力があっても全く意味がないのです。分権指向になるのが合利的ですが、権力がなくて改革することができません。ですから、自民党一党政権時代に中央集権が続いたのは、極めてもつともだということです。

では、分権改革を掲げる野党が政権交代したら分権改革が進むのかというと、そのようなことも全然ないわけです。与党になったら自分が国政権力を取るのだから、分権する意味がないことに突然気がつくからです。つまり政権交代に分権改革を期待するのは、意味がないということです。

可能性があるのは下野前夜です。与党が政権から放り出される直前には、突然分権指向になる一瞬のチャンスがあります。1993年の国会決議¹はまさにそれで、自民党政権が崩壊する直前に、突然分権改革の国会決議を始めました。自民党は非常に合利的（利己的・党利党略的）で、自分が政権を失うと分かるや否や、突然分権すべきだと言い出しました。自分が政権から落ちた時に、地方レベルでは自民党がたくさんいますから、地方の仲間がやりやすいように分権した方が良くと損得勘定したのです。宮沢内閣がフラフラになり、自治体にも譲歩を始めて分権化するぞということになり、野党も当初は良いと言います。野党が政権を取って権力を振りたいと目覚める前の、この一瞬しか分権改革を可能にするチャンスがないのです。2000年の分権改革²ができたのは非常に例外的で、ギリギリだったということです。

もう一つは下野前夜ではなく、内閣支持率や世論の動向、国会審議の紛糾、スキャンダルなどいろいろな要素によって与党が苦境になると、外部に対して譲歩します。その譲歩先が自治体かどうかは分かりませんが、譲歩するチャンスが出てきます。

ただ、これについては大変制度が悪いです。1990年代末から2000年にかけて小選挙区制の導入と内閣機能強化という政治改革が行われました。これは何かと言いますと、世論や与党内、国会内、あるいはマスコミなどいろいろなところから批判を浴びても、とにかく選挙に勝ってしまえば後は関係ないという仕組みを作ったのです。

¹ 1993年6月 衆議院及び参議院本会議「地方分権の推進に関する決議」

² 1999年7月の地方分権一括法の成立により、機関委任事務制度が廃止され、自治事務と法定受託事務へと再編されるなどの改革が行われた。

自民党の一党支配体制は、一見長期政権で強いように見えても、各種の利益団体、圧力団体、既得権益などからの抵抗が強いと、断固たる決断ができませんでした。断固たる決断とは、切り捨てるということですが、切り捨てられるような仕組みを作るべきだというのが90年代ぐらいに主張されました。

こうなりますと、一旦選挙に勝ってしまえば、後はやりたい放題です。これをイギリスの用語で、選挙独裁と言いますが、古くはルソーの警句です。選挙の時だけは国民は自由ですが、選挙が終わると内閣のやりたい放題で、次の選挙でしか国民は声が出せないのがイギリスの政治だと言って、ルソーはそれを強く批判しました。

この選挙独裁は、選挙のない4年間やりたい放題できるので、既得権益によって阻害されていた様々な改革ができるようになるということです。90年代から、政治改革、中央省庁改革、内閣機能強化という制度の変更により、世論や自治体の声や国会審議などの影響が及びにくくなりました。

地方分権改革の現状

先ほど少しお話ししましたが、普通ならあり得ない2000年の分権改革が、なぜできたのか。一つは自民党政権が崩壊する直前に、国会の分権推進決議を行ったことです。もう一つは、村山内閣、自社さ政権と言われましたが、社会党も自分たちはいずれいなくなると分かっていますので、心置きなく分権しようという気になれました。村山内閣下で、地方分権推進委員会が設置されましたが、村山内閣が終わると橋本内閣になり、自民党は権力を回復します。当然自民党は分権改革を阻止しようとしますが、なぜ妨害できなかったのかというと、第三者委員会³という仕組みを作ったからです。これは村山内閣の知恵でした。そのうちに小淵内閣になりました。小淵内閣はフラフラしていたので、分権委員会が言ったことをそのまま実現しました。

それ以降どうなったかということ、小泉内閣・長期安定政権でした。長期安定政権は、分権改革などするはずがありません。当時三位一体改革があり、税財政の改革が行われましたが、交付税を大幅にカットするという国の財政を優先した集権的な改革でした。

次の第1次安倍内閣はロケットスタートと言われ長期政権を展望していました。その安倍内閣の下で、地方分権改革推進委員会を設置して改革を始めました。今までの推論からお分かりのように、

³ 地方分権推進委員会（1995年7月発足、2001年6月最終報告、初代委員長 諸井虔太平洋セメント（株）相談役）

もし第1次安倍内閣が長期的に続いたらもっと集権的な改革をしたと予想されます。しかし、フラフラして、その後も短命政権が続きましたので、あまり妨害しませんでした。自民党が下野する空気が出てきて、多少義務付け、枠付け改革が進捗していきました。

そして2009年に民主党政権に政権交代します。民主党政権がもし強力だったら集権的なことをしたに違いありませんが、弱体政権だったので集権的な事をしませんでした。逆に、分権改革のチャンスでしたが、残念ながらそのチャンスを生かすこともできませんでした。なぜならば東日本大震災復興と税社会保障一体改革を優先的なテーマにしましたので、分権改革はおごなりで終わってしまいました。

2012年から現在の第2次安倍内閣は大変長期政権で、安倍一強と言われるくらい大きな権力を持っています。大きな権力を持った長期安定政権はまず分権改革をしません。一見地方配慮的に見えることは、自分の政策に合う自治体に対してだけ恩恵的に支援を行うことです。国家戦略特区⁴や地方創生⁵はまさにそれで、集権的で自分の意向にあう団体を優遇するものでしかありません。

この時に地方分権有識者会議は、「個性を活かし、自立した地方をつくる⁶」ために、分権改革の火を消してはいけない、おき火として残しておいて、いざとなったら燃えるようにしておこうという作戦を取りました。「地方の発意に根ざした息の長い取組」のために地方からの「提案募集方式」という継続的・効果的に情報発信する作戦を生み出したのです。これは、政権の利益から言えば分権改革をするのは全く意味がないけれど、放っておくと止めてしまおうと言い出しかねないので、分権改革は大事ですと、アイデア（理念）を言い続けるということです。

今は情勢が悪いので、自治体の方も国家戦略特



セミナーの様様

区や地方創生などの付度を頑張った方が良いという気になります。それでは分権の理念が消えてしまうので、半分無駄だとは分かっている、将来のために頑張ってくれというのが、地方分権改革有識者会議のスタンスであろうと言えます。

ですから、自治体としても提案募集になるべく手を挙げて、分権が必要だという理念をずっと注入していかないと、国は、自治体がやりたがっていないと言って、ますますやりたい放題になりますので、常に理念で圧力をかける必要があります。

憲法論議

憲法論議も基本的に構造は一緒です。分権改革は法律改正なので国会の過半数で良いですが、憲法改正の場合には3分の2の特別多数が必要です。憲法改正ができる状態とは、衆参共に3分の2を超える巨大な与党が成立している時、つまり、集権的な指向性を持っている時です。憲法改正して分権的になると思ったら大間違いで、3分の2の巨大な権力者が望むような内容と方向でしか憲法改正は行われれないというのが、政治学的な推論です。

ただ、与党は過半数しか持っていないのであれば、与野党が納得するようなものでしか憲法改正ができないので、3分の2は全く反対の意味を持ちます。過半数を超える与党は集権指向を持ちますが、野党は国の権力を弱める方がプラスになりますから、超党派で合意するときには分権指向も少しは盛り込まれる可能性があります。但し、過半数与党は集権指向ですから、全体としては集権的な改憲案になるでしょう。

現実的に見ますと、圧倒的な3分の2を超える与党が存在しているのが第2次安倍内閣ですから、自治体の側が憲法をこういうふうにして欲しいといくら提言しても、それが採用される見込みは低いです。そう考えますと、議論しても無駄かもしれません。しかし、アイデアの段階である程度反論していないと、本当に集権的なアイデアだけになり、自治体は今よりも更にエージェントになってしまいますので、主張し続けることは極めて大事です。

では、憲法に盛り込まれるべき条項の理念、アイデアは何か。アメリカで憲法改正が州にとって必ずしも不利にならないのは、一定数の州が同意

4 経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するため、2013年に関連法令が整備され取組が進められている。

5 少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指す取組。2014年から国が長期ビジョンや総合戦略を提示しており、地方自治体においてもそれぞれの総合戦略に掲げた基本目標等の達成に向けて取り組んでいる。

6 1993年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年に及ぶ国と地方の取組を総括するとともに、地方分権改革の今後の進むべき方向を明らかにするため、地方分権改革有識者会議が2014年6月に「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」を取りまとめた。

しないと憲法改正ができない制度になっているからです。憲法改正のアリーナは、連邦議会ではなく連邦議会と州を含めたところに設定されています。そういう制度を作るのが自治体から言うべき憲法改正です。憲法改正なのか法律に関してなのかはともかくとして、憲法改正のアリーナから排除されている自治体をどこかのアリーナのアクターに入れることが、統治機構改革として一番重要なことです。

その制度はいくつか考えられ、1つ目は連邦制的地方自治原理です。日本の場合は連邦制をとっていませんが、その魂は何かというと、国政というアリーナにおいて自治体がアクターになるということです。理念として、国の任務を限定すると書くことは大事ですが、国民が大事だと思ったらやらないわけにはいかないとわれ、実際には効果は乏しいです。

2つ目は結構重要な問題で、国民代表の理念の他に、自治体代表という理念を入れられるかどうかです。これは参議院の合区解消問題⁷と密接に関わります。国民代表とすると一票の価値は平等でなければならないということが強く押し出されてきますが、自治体代表であれば一票の価値は少なくともその領域ではどうでもよいということになります。

アメリカの上院が各州どんな人口であろうと各州2人の上院議員を出せるのは、まさに州の代表だということです。そういう原理があれば、合区するとか合区しないという話は最初から出てきません。連邦下院は国民全体の人口比例で出てきますが、連邦上院はそうではないということです。参議院を自治体代表にするというのは1つの考え方です。

3つ目は、「国と地方の協議の場⁸」が民主党政権時代に制度化されました。国から言えば、政権が安定したらどうでも良いということで、現在はほとんど開店休業状態です。これを、いわば第3の議会のようにして、立法や予算に関する権限を持たせることです。ドイツでは、自治体に関わることを勝手に立法されて、後は出先機関のように

仕事を押し付けられるのはおかしいという考え方で、州や自治体に関わることは州の代表者である連邦参議院がアリーナとして決定権限を持つべきであるという制度になっています。現在の国と地方の協議の場は、このようなアリーナとして全く成立していません。

4つ目は、個別自治体の同意なくして個別自治体の嫌がる国の決定をしてはならない原則です。これは、現在も地方自治特別立法で、特定の自治体に対して狙い撃ちするような法律を作る場合には住民投票が必要であると定められていますが、それをもう少し広げたものです。なぜかという、「国と地方の協議の場」だけでは、特定の自治体を狙い撃ちすることを防げないからです。多数派の自治体が国と妥協したら、一部の自治体は冷遇されます。そういう少数派いじめをさせないためには、個々の自治体にある程度強い拒否権が必要です。

5つ目は、中身がないと困るので、リソースです。ヒト・モノ・カネと言いますが、自治体が財務・法務・人事で保障されるべきであると書けば、自治体にとってはまともな制度になります。

道州制論議

道州制は標語であり、中身はいろいろです。道州制を作る時に法律改正や憲法改正など国政の意思決定が必要だという話になれば、集権的な内容になります。繰り返しになりますが、政権が崩壊しそうで、この際は自治体に譲歩しますというような情勢でもなければ、ろくでもない道州制しかできません。これも自治体から求めるときには、盗塁のようにやるしかありません。そのようなアイデアは突然出てきませんので、普段から考えていて、余程政治的手腕に長けた人がいないと実現できません。

仮に道州がスローガンを超えて地方分権の究極の姿になるのであれば、連邦制的な存在にするしかありません。連邦制の中身は先ほど言いましたが、国政のアリーナに道州というアクターを埋め込むということです。国から事務移譲を進めることではありません。例えば、法務省の入管行政を道州が欲しいと言ってもらったりすると、移民や国境管理について国が全く干渉しないことはあり得ませんから、道州の機関になった入管局に対して国から強いコントロールが作用します。それだけではなく、様々な不祥事は全て道州の責任であると言われてしまいます。

下手に道州制的なものにしてブロック機関などを吸収しますと、今の府県よりも更に国の出先機関（エージェンシー）のような存在になり下がってしまうということです。むしろ単純に府県合併

⁷ 2015年7月に公職選挙法一部改正法が成立したことにより、参議院選挙区間において議員一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県で二県の区域を区域とする選挙区が設けられた。こうした合区解消に向け、全国知事会が総合戦略・政権評価特別委員会（委員長 飯泉嘉門徳島県知事）のもとで、研究会等が開催され憲法改正草案などを検討

⁸ 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」について定める法が2011年4月成立

をしてそれを道州と呼んだ方がまだましです。

仮に道州制に意味があるとすれば、マルチ・レベル・ガバナンス⁹の理念を埋め込めるときだけです。道州制のメリットは、今の都道府県を超えた広い範囲で意思決定ができることです。デメリットは、現在の都道府県を廃止してしまうならば、都道府県単位の意味決定ができなくなってしまうことです。これは二律背反です。

都道府県の意味決定ができなくなり、道州のブロック単位の意味決定ができるとどうなるかと言いますと、道州内の周辺県の利益に反する決定ができてしまいます。もし、道州レベルと都道府県レベルのマルチ・レベルを両立させたいならば、都道府県を生かしたまま道州を残す制度が必要です。

これは市町村合併と一緒の話です。市町村合併のデメリットは、周辺部町村の意向を無視して決定してしまうことです。市町村を生かしたまま広域的な意思決定をするならば、プラスになると思います。自治体戦略 2040 年構想研究会¹⁰(総務省)が「圏域ガバナンス¹¹」を打ち出しましたが、市町村を廃止しないまま新たな圏域が意思決定できる主体になるのであれば、マルチ・レベル・ガバナンスの役立つ仕組みになるかもしれませんし、逆に周辺部市町村の意向を無視する決断をするための仕組みであるならば、周辺のためにならないということです。

分権改革の今後の方向性

20 世紀は、大量生産・大量消費、規模の経済であり、成長・拡大の時代でした。行政サービスも画一的に大量生産が指向されましたし、受け皿を大きくしました。これが昭和の大合併であったと言えます。平成の大合併もこの指向性に乗っています。

しかし 21 世紀は、人口減少・経済縮小の時代であると言わざるを得ません。その中で人口が希薄になっていきますが、薄く広い中で人口をかき集めてもあまり効果がありません。日本の国土は広いという時代に入っていきわけてきました。日本の国土は狭い、人間が多すぎると言われてきましたが、今後は空き家だけではなく、ガラガラの土地が山

ほどあるという時代になっていくということです。

その意味で分権的対応は、21 世紀的に必要であるということになります。残念ながら、現在打ち出されている地方創生や自治体戦略 2040 年構想は 20 世紀に呪縛されています。人間を増やせば良い、人間を増やせなかったら合併するしかない、あるいはかき集めるしかない、かき集められなかったら後は技術革新するしかないということです。

これは 20 世紀の秀才である霞が関主流派からすれば当然の結論で、20 世紀人には 21 世紀のアイデアを開発することは多分無理です。結局、自治体などの政策的工夫の中から、突破的対策が生まれることを待つしかありません。ぜひ 20 世紀型の秀才でない人間を探していただきたいと思います。ただ、そういう革新的な人がいると、国政為政者はすばらしいと言って持ち上げて、挙げ句の果てに政局で消費して使い捨てる危険があるので、できるだけ官僚やマスコミ、コンサル、学者に知られないように、政策と有能な人材は隠すことが自治体には求められます。

もう一つは終わりなき日常です。イノベーションは必要ですが、それと同時に住民生活はまさに終わりなき日常生活でなければならないということです。少子高齢化、限界化あるいは消滅化の中で、いかに日常生活を確保するのか、自治体の深刻な課題です。

一発逆転的な移住定住増加のような話は国の世間師的な人に任せて、そうはいかないところの地域社会をどのように維持するのかが求められています。人がいなくなって困るから、無理やり住めというのは行政の仕事ではありません。住みたいところに住み続けるという人々のニーズを保障するのが自治体の根源的な任務です。どこに居住しても最低限確保すべき基盤的公共サービスを、どのように厳選してそれを可能にするのかが、21 世紀の自治体の日常生活を守る一番重要な仕事です。そういう中で新たな知恵が求められていると思います。

○ ホームページ 分権型社会に向けて
地方分権や道州制について、愛知県の主張・取組など最新の動向を紹介するとともに、Q&A 形式で分かりやすく解説しています。
URL <http://www.pref.aichi.jp/kikaku/bunken/index.html>

○ 出前分権教室を実施しています！
地方分権・道州制に対する理解を深めていただくために、県民の皆様や大学・各種団体からの依頼に基づき、職員が出向いて説明しています。応募方法につきましては、左記ホームページをご覧ください。

⁹ 国・道州・地方自治体など多様な圏域における意思決定を認める多層 (multi-level) ガバナンス

¹⁰ 高齢者 (65 歳以上) 人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的として、2017 年 10 月から開催され、2018 年 7 月に第二次報告書を取りまとめた。

¹¹ 圏域単位での対応を避けては解決できない深刻な行政課題への取組を進めるための仕組み

平成 30 年 12 月発行 愛知県政策企画局企画課
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
E-mail kikaku@pref.aichi.lg.jp
TEL (052) 961-2111 (代表) 内線 2592
(052) 954-6473 (ダイヤルイン) FAX (052) 971-4723